

2022年4月22日

合同会社グリーンパワー石狩
代表事業者
株式会社グリーンパワーインベストメント
代表取締役社長 坂木 満 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表
安田秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）
後藤言行（銭函海岸の自然を守る会）
在田一則（一般社団法人 北海道自然保護協会）
事務所：〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目 307
電話：090-6211-1602 Fax:0133-74-6198
E-mail:h.yasuda1007@gaea.ocn.ne.jp

石狩湾新港洋上風力発電事業の再度の事業説明会開催を求める要望書

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会（以下連絡会）は、貴社に3月4日付で石狩湾新港洋上風力発電事業の事業説明会開催要望書（石狩市と小樽市で開催、周知は自治体広報を利用）をお送りいたしました。これに対し、貴社より3月18日付の回答書をいただいておりますが、遅くなりましたがお礼申し上げます。内容としては、広報での周知とともに説明会開催について検討するとあり、具体的に決まった段階で通知があるのではないかと考えていました。

貴社が、事業説明会を4月24日に石狩市花川南コミュニティセンターにて開催する旨は、石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会（以下石狩市民の会）が4月13日、偶然、石狩市ホームページ内の環境課サイトにおいて「石狩湾新港洋上風力発電事業にかかわる工事説明会の開催について」を見つけ、知ることとなりました。

これを受け、石狩市民の会が小樽市環境課に小樽市での開催の有無と周知形態を確認したところ、小樽市では開催されず、小樽市ホームページの「くらし・手続き」のサイトから更に入ったところに掲載されていることを知りました。銭函海岸の自然を守る会（以下銭函の会）が、連絡会が説明会開催要望書を提出したことを小樽市に説明したところ、4月14日、小樽市環境課はただちに貴社に対し、「小樽市でも説明会を開催すること、周知は小樽市広報を使用すること」を電話で申し入れたとのことも確認しました。

石狩市民の会は、4月14日、石狩市環境課に対し、小樽市の対応内容を伝え、工事説明会開催情報を石狩市ホームページのメインページに移動することと、石狩市において石狩市広報で周知した上で再度説明会を開催することを貴社に要望してほしい旨伝えました。石狩市環境課は直ちに工事説明会開催情報を石狩市ホームページのメインページに移動する対応を行いました。また、再度の説明会開催の要望について検討するとのことでした。

4月18日、石狩市民の会と銭函の会が連名で貴社に対し再度の事業説明会開催を求める要望書と意見

書を送付し、4月20日、石狩市民の会が石狩市長宛に、貴社に対し再度の事業説明会を開催するよう働きかけることを求める要望書を提出したことを確認しております。

当連絡会としても、この度の貴社の対応について、以下に列記したように多々問題があると認識しております。

- 1 事業説明会開催について具体的にどのように対応するのかの通知がなかったこと。
- 2 石狩市と小樽市での開催を求めているが、小樽市では開催されないこと。
 - ・少なくとも、環境影響評価図書縦覧期間中に説明会を開催した市と会場にて計画すべきではないでしょうか。
- 3 開催の周知方法として、自治体広報の利用がなされなかったこと。
 - ・石狩市と小樽市ホームページのメインのサイトではない深い場所での掲載であり、到底、多くの市民が知ることはできません。
- 4 説明会参加者を先着50名に限定すること。
 - ・説明を聞きたい全ての人が入れるよう大きな会場、あるいは複数会場を用意すべきです。
- 5 メディアの入場禁止としたこと。
 - ・そもそも、説明会の内容が公表されては困ることがあるのでしょうか。
- 6 参加者の写真撮影・録画・録音を禁止としたこと。
 - ・禁止にするのであれば、事業説明会部分をYoutube配信してはいかがでしょうか。あるいは、個人使用に限定して許可してはいかがでしょうか。

上記の事項の改善をした上で、改めて、以下について要望します。

- 1 再度、事業説明会の計画、開催をもとめます。
- 2 事業説明会は以下の市と町で行ってください。
 - ・石狩市 花川南コミュニティセンターと花川北コミュニティセンターの2箇所
 - ・小樽市、札幌市、当別町

建設される風力発電機が巨大であり、景観上目にする住民、建設騒音やその他の影響を受け得る住民は広範囲に及びます。特に札幌手稲区住民、札幌市北区や当別町住民への配慮が必要です。関係する自治体住民が説明を聞くことができるようにして下さい。それぞれの自治体と相談し、開催施設を適切に選択するよう求めます。

- 3 周知方法は、インターネットを日常的に利用しない人がまだまだたくさん存在ことから、それぞれの自治体のホームページの他、少なくとも広報を活用して、広く市民がわかるようにして下さい。

ご検討の上、どのように対応されるかの回答を5月10日までに文書で、事務所宛、お送りくださるようお願いいたします。

以上